最終更新日：2015年6月26日
日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　黒川　茂
問合せ先：法務部企画法務室 TEL：03-5546-4111
証券コード：8056
http://www.unisys.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

日本ユニシスグループは、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することが、最も大切であると考え、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、経営の透明性と健全性の向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大日本印刷株式会社	20,727,410	18.90
三井物産株式会社	9,798,509	8.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,861,700	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,003,400	4.56
農林中央金庫	4,653,800	4.24
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	3,110,900	2.83
日本ユニシス従業員持株会	2,616,909	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,380,700	2.17
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,117,500	1.93
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,959,186	1.78

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 「大株主の状況」は平成27年3月31日現在の状況を記載しています。なお、上記の他、当社は自己株式15,622,346株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合14.24%）を保有しています。
2. 三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社から、平成26年7月4日付の変更報告書の写しの送付があり、平成26年6月30日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。
   ・三井住友信託銀行株式会社　保有株券等の数：1,188,900株　株券等保有割合：1.08%
   ・日興アセットマネジメント株式会社　保有株券等の数：2,778,118株　株券等保有割合：2.53%
   ・合計　保有株券等の数：3,967,018株　株券等保有割合：3.61%
3. 野村證券株式会社ならびにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社から、平成26年9月25日付の変更報告書の写しの送付があり、平成23年6月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。
   ・野村證券株式会社　保有株券等の数：158,717株　株券等保有割合：0.14%
   ・NOMURA INTERNATIONAL PLC　保有株券等の数：73,334株　株券等保有割合：0.07%
   ・野村アセットマネジメント株式会社　保有株券等の数：3,314,300株　株券等保有割合：3.02%
   ・合計　保有株券等の数：3,546,351株　株券等保有割合：3.23%
4. 大和住銀投信投資顧問株式会社から、平成26年11月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年11月14日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。
   ・大和住銀投信投資顧問株式会社　保有株券等の数：7,175,100株　株券等保有割合：6.54%
5. シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから、平成27年4月6日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成27年3月31日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。
   ・シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社　保有株券等の数：5,485,900株　株券等保有割合：5.00%
   ・シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド　保有株券等の数：284,300株　株券等保有割合：0.26%
   ・合計　保有株券等の数：5,770,200株　株券等保有割合：5.26%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大日本印刷株式会社は、当社株式20,727,410株(議決権所有割合:22.06%、平成27年3月31日現在)を所有する当社のその他の関係会社です。
当社は、大日本印刷株式会社との間で、平成24年8月9日付で、クラウド事業、新プラットフォームサービス事業およびマーケティング・販売連携の各分野における業務提携を内容とした「業務提携等に関する契約」を締結しています。
当社の取締役8名のうち社外取締役1名は、大日本印刷株式会社の役員を兼務しており、また、監査役5名のうち社外監査役1名は、大日本印刷株式会社の常務役員を兼務しています。
当社の事業活動や経営判断にあたっては、企業価値の向上および株主全体の利益を追求する自らの経営判断を行っており、独立性を有しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田　剛	税理士											
高田　和彦	他の会社の出身者					○		○				
山田　健嗣	他の会社の出身者							○	○			
薗田　綾子	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川田　剛	○	―――	川田氏については、税務・会計分野における豊富な経験と高度な専門的知見を有されていることから、これらを活かした助言を行っていただくこと、および客観的かつ公正な立場から経営を監督していただくことを期待して、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
高田　和彦		高田氏は、当社のその他の関係会社である大日本印刷株式会社の役員を兼務しています。 当社と大日本印刷株式会社は「業務提携等に関する契約」を締結しています。	高田氏については、大日本印刷株式会社等における役員としての経験を活かしていただくとともに、社外の客観的立場から実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社

		また、当社と同社との間には、営業取引関係があります。	外取締役に選任しています。
山田　健嗣		山田氏は、当社の主要株主である三井物産株式会社のICT事業本部ITソリューション事業部長を兼務しています。 当社と三井物産株式会社との間には、営業取引関係があります。	山田氏については、三井物産株式会社での情報産業分野における長年の実務経験を活かしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくこと、および実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外取締役に選任しています。
薗田　綾子	○	薗田氏は、株式会社クレアンの代表取締役を兼務しています。 当社は株式会社クレアンに、CSRに関するコンサルティング等の業務を委託していますが、当社から同社への支払額は同社の直近事業年度における売上高の2%未満であり僅少です。	薗田氏については、長年にわたりCSRや環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活用を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、代表取締役社長直属の当社社内組織として、内部監査部を設置しています。
監査役、会計監査人、内部監査部の連携状況は以下のとおりです。
・内部監査部、監査役（社外監査役を含む。以下同じ。）、会計監査人は、三様監査連絡会を開催し、各種意見交換を行っています。
また、それぞれ随時意見交換を実施しています。
・監査役は、監査役会の定める監査計画に関し、内部監査部と意見交換を実施しています。
・会計監査人は、監査計画に関する説明会および監査に関する報告会を実施し、監査役、内部監査部等に報告、意見聴取を行っています。
・会計監査人による支社店および子会社への往査に、監査役が同行しています。
・内部監査部は、監査計画の策定時に、監査役より助言を得ています。
・内部監査部の監査計画および監査結果は、社外取締役、監査役が出席する取締役会において報告されています。
・内部監査部が実施する講評会に、監査役が出席し、報告を受けるとともに意見を述べています。
・内部監査部は、内部統制部門の活動状況を確認し、監査を実施しています。
・内部監査部は、会計監査人の要請に応じ、監査結果を開示しています。
・社外取締役、監査役が出席する取締役会において、内部統制システムの運用状況につき、報告がされ、必要に応じ見直しがなされています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井村　彰宏	他の会社の出身者									△	△			
内山　悦夫	他の会社の出身者							△						
古谷　滋海	他の会社の出身者							○		○				
野田　雅生	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井村　彰宏		井村氏は、当社の大株主である三井物産株式会社の出身者（2013年6月まで在籍）です。 当社と三井物産株式会社との間には、営業取引関係があります。	井村氏については、三井物産株式会社等において培われた幅広い経験および内部監査に関する豊富な知見を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待して、社外監査役に選任しています。
内山　悦夫		内山氏は、農林中央金庫の出身者（2009年6月まで在籍）です。 当社と農林中央金庫との間には、営業取引関係および資金借入の取引関係があり、同金庫は当社の主要取引先および主要借入先です。	内山氏については、金融機関における長年の業務経験および経営者としての幅広い見識を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待して、社外監査役に選任しています。
古谷　滋海		古谷氏は、当社のその他の関係会社である大日本印刷株式会社の常務役員（管理部、関連事業部、海外事業統括本部担当）を兼務しています。 当社と大日本印刷株式会社は「業務提携等に関する契約」を締結しています。また、当社と同社との間には、営業取引関係があります。	古谷氏については、大日本印刷株式会社において長年、経理本部経理第1部長を務められる等、財務および会計に関する豊富な知見と幅広い経験を有しており、それらを当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待して、社外監査役に選任しています。
野田　雅生		野田氏は、当社の顧問法律事務所である野田総合法律事務所の代表パートナーです。 当社は野田総合法律事務所に顧問料を支払っていますが、その額は多額ではありません。	野田氏については、弁護士として長年培われた豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場から経営を監視していただくことを期待して、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社および主要子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員（以下、適用対象者）に対する報酬に関し、連結業績との連動性を明確にし、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有することで、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、平成24年度に導入した、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。平成28年3月期の「業績連動型報酬制度」の概要は以下のとおりです。
(1)適用対象者に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を付与する。
(2)適用対象者に付与された新株予約権については、平成28年3月期の連結当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させる。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

1. グループ一丸となった業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の増大を図ることを目的として、平成15年度から、当社および当社連結子会社の取締役、執行役員および従業員に対してストックオプションを付与しています。
なお、業績、株価動向等を勘案し、平成22年度以降はストックオプションの付与は行っておりません。
2. 平成24年度から平成27年度においては、当社グループ業績の成否に重要な役割を担う以下の対象者に対して、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。
・当社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員
・当社連結子会社のユニアデックス株式会社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に係る取締役の報酬等の総額は、266百万円です。
なお、取締役の報酬額は平成5年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と定められています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等の額又はその算定方法について、当社は以下の方針を定めています。

a. 取締役の報酬等について
取締役の月額報酬については、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮し、職責に見合った報酬を支給することとしており、取締役会にて決定しています。取締役の報酬額は平成5年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と定められています。
賞与については、連結当期純利益を指標として支給額を決定することとしています。
また、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬に関し、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、平成24年度より、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。平成28年3月期の「業績連動型報酬制度」の概要は以下のとおりです。
(1) 適用対象者に対する報酬の一部(職位にかかわらず一律10%)については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を付与する。
(2)適用対象者に付与された新株予約権については、平成28年3月期の連結当期純利益が期初計画どおりに達成され、且つその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させる。
なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬については、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

b. 監査役の報酬等について
独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。
監査役の報酬額は、平成18年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と定められています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会に付議する重要事項等につき、資料の事前配布を行うとともに、当該事項の主管部等が適宜説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しております。

a. 取締役会
取締役会は社外取締役4名を含む取締役8名(うち女性1名)で構成され、原則として毎月開催しています。
取締役会では、会社の重要事項等の決定および重要な報告がなされています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

b. 監査役会
監査役は5名(うち社外監査役4名)で、そのうち3名は常勤監査役として執務しています。
各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、監査役室を設置し、監査役の職務遂行を補佐しています。

c. 会計監査人
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。

d. 業務執行体制

・経営会議
業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っています。
・内部監査部
グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、代表取締役社長直属の当社社内組織として、内部監査部を設置しています。
・各種委員会
取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会(コンプライアンス委員会、CSR委員会、リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、投資委員会、ビジネス審査委員会、情報システム投資委員会等)を設置しています。
・執行役員制度
経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図っています。
・稟議制度
経営上重要な案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、意思決定機関(委員会)または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営しています。

なお、当社は業務執行取締役等でない取締役全員および監査役全員との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。
取締役会につきましては、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した社内取締役(4名)を中心とし、そこに、豊富な企業経営経験等を当社の経営に活かしていただくこと、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、実効性ある経営監督機関となっていただくことが期待できる社外取締役(4名)を選任しています。これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日開催の第71回定時株主総会についての招集通知を、総会開催日の22日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定するウェブサイトをご利用いただくことによって、パソコンまたは携帯電話からインターネットによる議決権の電子行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は平成27年6月25日開催の第71回定時株主総会についての招集通知のうち、狭義の招集通知および株主総会参考書類の英訳版を提供しています。
その他	株主総会のビジュアル化、招集通知の電子化、当社ホームページへの招集通知および決議通知の掲載を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社外向けWEBサイト(http://www.unisys.co.jp/invest-j/dp/)にて公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期については、以下のとおり開催しています。 (1) 2015年3月期第1四半期決算説明会(電話会議) 開催日:平成26年7月31日、参加数:55名 説明者:取締役常務執行役員(CFO) (2) 2015年3月期第2四半期決算説明会 開催日:平成26年11月5日、参加数:65名 説明者:代表取締役社長、代表取締役上席専務執行役員、取締役常務執行役員(CFO) (3)2015年3月期第3四半期決算説明会 開催日:平成27年2月3日、参加数:53名 説明者:取締役常務執行役員(CFO) (4)2015年3月期決算説明会 開催日:平成27年5月8日、参加数:45名 説明者:代表取締役社長、代表取締役常務執行役員(CFO)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、ファクトブック、決算説明会資料、中期経営計画説明会資料、株主総会招集通知、決議通知、株主通信等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:財務部IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本ユニシスグループは、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することが、大切であると考え、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとしています。
	日本ユニシスグループは、企業理念において、「わたしたちが社会に果たすべきこと」を「すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します」とし、本業であるICTサービスを通じて社会的課題の解決に取り組むとともに、社会的責任に関する手引きISO26000の7つの中核主題(組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展)をふまえてCSR活動を推進しています。 2013年4月にISO26000を参考に企業行動憲章を改訂し、「CSR委員会」の下部組織としてCSR活動の各分野の担当者による「CSR実務者会議」を設置して、ISO26000を活用した

環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの取組みの検証を開始しました。検証と社会的要請の把握に基づき、重点取り組みテーマと目標を定め、CSR活動のPDCAサイクルをまわしています。 　環境活動については、グループ会社を含む全事業所の環境マネジメントシステム（EMS）に関する国際規格ISO14001の認証を取得するとともに、「ITが地球のためにできること」をスローガンとし、環境配慮型省エネデータセンターでのアウトソーシングサービスの提供、充電インフラシステムサービスの提供など、本業であるICTサービスで環境負荷の低減や、エネルギーのスマートマネジメントの実現に貢献しています。 　取り組みの詳細につきましては、CSRサイトで報告しています。 CSRサイト（http://www.unisys.co.jp/csr/）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにもとづき、IR活動等を通じてステークホルダーとのコミュニケーションを促進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、内部統制の目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

a. 業務の有効性および効率性の向上

当社グループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

・中期経営計画の達成に向けた事業戦略および利益計画を策定し、四半期ごとの経営レビューにて、進捗状況の確認、評価を行っています。
・経営会議および各種委員会にて、業務執行の重要事項について、意思決定を行うとともに、事業部門に適切な権限の委譲を行うことにより、迅速な業務執行を図っています。
・商品およびサービスに係る投資の効率性を確保するため、投資委員会にて、商品およびサービスの事業計画の妥当性等について審議、評価を行っております。また、サービスビジネスの採算性を確保するため、ビジネス審査委員会にて、重要なシステムサービス案件等の実施計画の妥当性等について審議、評価を行っています。

b. 財務報告の信頼性確保

当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、ルールを守る誠実な企業風土の醸成を進めています。

・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)の統括のもと、財務報告に関わる内部統制の推進部署を定め、業務執行部署における整備作業を支援すると共に、整備・運用状況を評価しています。評価結果は都度、業務執行部署から経営者に報告され、経営者がその妥当性を確認しています。なお、不備等を発見した場合は、業務執行部署が速やかに改善を行っています。
・当社の各部門および子会社は、適正な財務報告が企業の社会的責任であることを常に念頭に置き、財務報告の虚偽につながる不正や誤りが生じないよう各種規程や、マニュアル等の整備を行い、職務分掌を明確にすると共に、モニタリング機能を業務プロセスに組み込むなど内部統制の充実を図っています。

c. コンプライアンス

当社グループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

この実現のため、当社グループでは、「コンプライアンス委員会」を設置し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図っています。そして、コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、当社グループ各社の全役職者に対して、コンプライアンスガイドの配布、eラーニングや研修会等の実施によるコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発活動を実践しています。また、コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定しています。さらに、コンプライアンス委員会への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を確立するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じています。

d. リスク管理

当社グループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど131項目のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規定や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しています。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または委員会等からリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「リスク対策会議」または「リスク対策本部」を設置し的確に対処する体制を敷いています。

なお、地震や新型インフルエンザ等による事業継続リスクについては、リスク管理委員会委員長を本部長とする事業継続プロジェクトにて、安全確保、社内業務復旧、顧客対応の各観点から事業継続計画(BCP)の策定・継続的な見直し、改善を実施しております。事業継続プロジェクトは、有事の際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、事業継続のための活動を開始いたします。

以上のほか、会社法に則り、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」を取締役会で決議し、社外向けWEBサイト(http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf)にて開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、断固として対決していきます。

2. 整備状況

・「反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする」ことを上記「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」(http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf)に定めています。
・当社が反社会的勢力と取引関係を持たないために、取引担当者による確認と審査部署による審査を並行して行う審査体制をとっています。
・反社会的勢力との取引の事前防止のため、および事後に取引先が反社会的勢力と判明した場合の取引遮断を容易にするために、当社の標準契約書に暴力団排除条項を導入しています。
・取引先が反社会的勢力と判明した場合は、対策本部を設置し、速やかに反社会的勢力との取引を遮断します。
・対応事例をコンプライアンスガイドに記載し、従業員への周知を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制について】
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】のとおりです。

【適時開示体制について】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示についての基本方針
日本ユニシスグループでは、東京証券取引所の有価証券上場規程等における適時開示に関する規定（以下「適時開示規定」といいます）に則り、CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)を情報取扱責任者として定めるとともに、内部情報の管理および開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要事実」といいます）の適時開示を図っています。また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しています。

2. 当社に係る情報
(1) 決定事実に関する情報
・重要な決定事項については、取締役会（原則月１回開催）または代表取締役および執行役員を兼務する取締役により構成される経営会議において決定しています。
・決定された重要な事項については、適時開示規定に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(2) 発生事実に関する情報
・当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに広報部および法務部へ連絡しています。
・発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、広報部および法務部は情報取扱責任者に報告のうえ、速やかに開示手続きをとっています。

(3) 決算に関する情報
・決算に関する情報については、広報部および法務部等の関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっています。
また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっています。

3. 子会社に係る情報
各子会社に係る重要な情報については、各子会社を管理する主管部が速やかに当社広報部および法務部へ連絡し、開示が必要となる場合には、広報部および法務部が速やかに開示手続きをとっています。

※上記2および3において、重要事実に該当するかどうか疑わしい場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定しています。
※金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム（EDINET）を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局宛てに提出しています。

4. 重要事実の開示手続き
情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しています。
なお、重要事実の開示は広報部が行い、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム（TDnet）、当社ホームページ、東京証券取引所兜倶楽部における資料投函、記者会見等により開示しています。
また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、広報部を中心に対応しています。

【 コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図 】

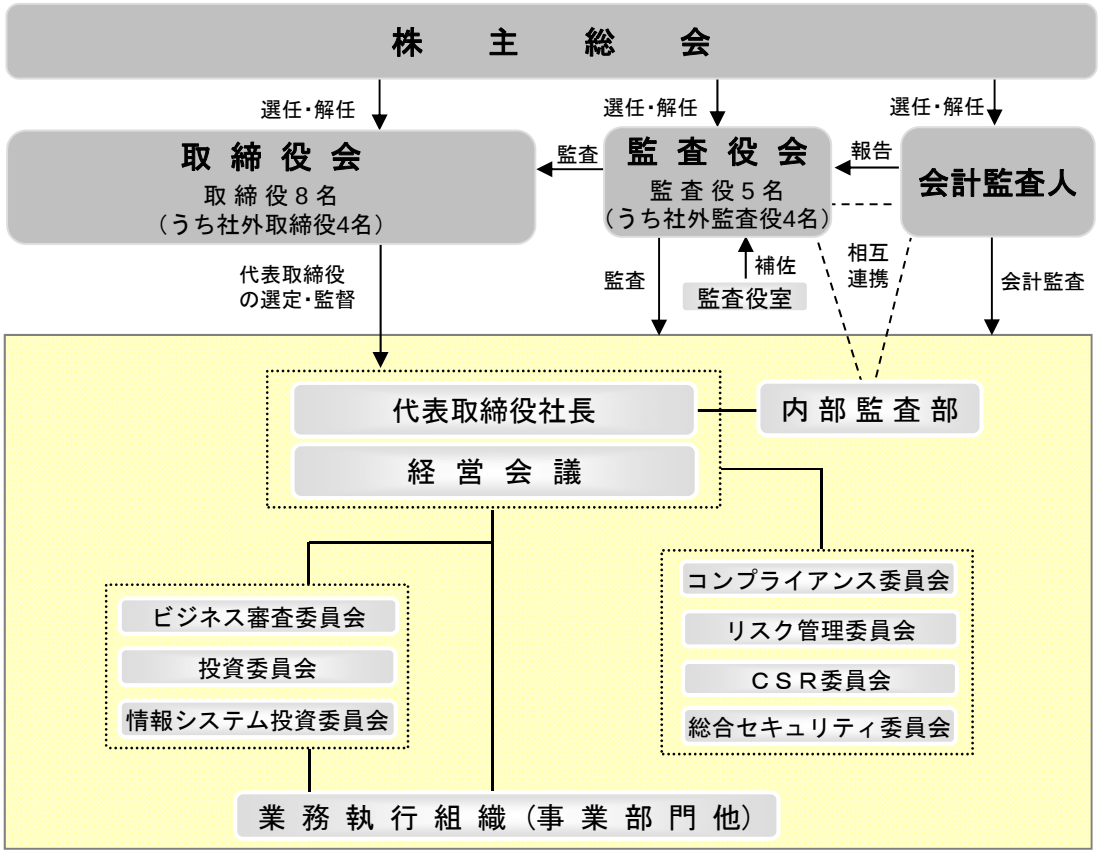

【 適時開示体制の概要模式図 】

